

3章 中世の村落

問題

解説

【着眼点】

問1は4箇条以上挙げてもよいが、そうすると1条を30字以内で述べなければならなくなり、それぞれを述べ尽くすことができなくなるので、3箇条挙げればよい。室町時代の特徴として、惣の形成、貨幣経済の浸透という点はすぐに思いつくだらう。設問に「一揆」が非常に広範なものとなった背景ではなく、「徳政」が非常に広範なものとなった背景について述べよ、とあることにも注意したい。問2では、徳政令発布を行った主体とその内容について対比させる書き方をしていくことを心掛ける。

【知識の整理】

● 正長の土一揆

正長の土一揆は、1428（正長元）年8月頃、近江で一揆が蜂起したことを発端としており、この動きは京都に波及した。9月中旬に醍醐で土一揆が蜂起し、所々の酒屋・土倉を襲撃し、借書を奪い焼却した。一揆の一部は京都市中に侵入し、管領畠山満家の軍に撃破されている。11月22日、満家は土一揆の行為を禁ずる禁制を発しているが、土一揆の蜂起は、京都から伊賀・伊勢・大和・紀伊・和泉・河内・摂津など畿内近国に広がり、各地の領主や守護が土一揆の勢いに押されて債務破棄の徳政を発令した。この時、室町幕府は徳政令を発布しなかったが、大和では興福寺が、5年以前の借書、去年以前の未進年貢の破棄などを規定した奈良市中の徳政令を発布した。また柳生では、史料のように神戸4カ郷の人々が正長以前の債務が破棄されたことを峠の地蔵石に刻み込んだ。この動きに連動して、播磨・丹波・伊勢などでも徳政を求めての蜂起が起こった。

土一揆の原因としては、正長元年の飢饉で農民の生活が困窮し、年貢の納入や債務の返済が不可能な状態にあったことが挙げられる。また、同年5月を中心に三日病が大流行し、高官の中にもこの病で死亡する者が出るなど、社会不安が極度に達していた。加えて、正月に將軍足利義持が死去して義宣（のちに義教と改名）が後継者に選ばれ、4月に將軍の代始めにより応永から正長へと改元された。また7月には称光天皇が亡くなり後花園天皇に代わった。將軍・天皇ともに代始めであったので、代始め徳政の要求が起こったのであり、この年はまた暦の上でも辛酉革命の年であった。

中世の人々には、本来の持ち主とその物の関係、とくに土地の所有関係においては、土地には本来の持ち主の魂が入り込んでいるという、人と物との一体観念が強く流れており、物が本主のもとから離れた状態は「仮りの姿」でしかなく、本主のもとに戻るのが本来あるべき「正しい姿」と考えられていた。このような中世社会の、人とその所有物の関係・観念が、徳政を支えた徳政状況また徳政思想であった。徳政思想に基づき「地発」という取戻し行為が現実に行われていたのである。

この土一揆が広範に波及した要因として、機動力を持った運送業者の馬借・車借の活動が挙げられる。蜂起した人々は、都市近郊の惣に結集した土豪・百姓と考えられ、これに馬借・車借が加わっていった。彼らは当時の高利貸資本である酒屋・土倉などを襲い、実力で債務破棄を行う一方で、地域権力に在地徳政を出させて債務破棄を合法化していったのである。

●徳政一揆

徳政一揆は、惣と呼ばれる、人と人の結びつきがあって初めて広範な運動となり得た。鎌倉時代後期、近畿地方を中心に荘園制の内部から惣または惣村と呼ばれる村が生まれた。この動きは室町時代に各地へ広がり、戦国時代において惣は社会体制の基礎単位として村落共同体の性格を持つに至る。このように中世後期は、いわば荘園制（在地領主制）から村町制への移行期といえるのだが、強固な自律的集団として存在していたこれらの惣は、自らの手で村法を定め警察権を行使するなど、独自の世界をつくり出し、荘園制の法的秩序・裁判の仕組みを次第に形骸化させていった。この時代、村が村内の犯罪を含めた諸々の紛争を、自分たちの力で解決しようとする意志は極めて強かった。一味神水という儀式によって一味同心を成り立たせ、一味同心による決定は神の意思を担い、特別の力を持つと意識され、集団としての一揆は一味同心という心性の上に成立していた。そして全員平等であることを示すため、一揆契約を神仏に誓約する起請文の形で一揆契約状を記し、それは署判の順序に序列がない円状に署判を据える形式をとった。

また、なぜ一揆を起こさなければならない状況に至ったかについては、室町時代後期における貨幣経済の浸透を考えなければならない。鎌倉時代には西日本において二毛作が広く普及していたが、室町時代になると三毛作まで登場し、運河・用水路などの水路灌漑技術の向上とともに生産力が飛躍的に上昇した。また、広島県草戸千軒遺跡から出土した鉄製犁刃先は、室町時代における牛馬耕の一般化を裏付けており、肥料では追肥として草木灰の使用が普及し、金肥の使用も見られる。農業生産力の向上は、先進畿内近国において単婚小家族を核とする小経営の成立をみる一方、社会の各方面に大きな変動をもたらし、名主が次第に農業経営から離れて武士化・地主化した。また、田畑を下人・所従らに貸与して耕作させ、作人から荘園領主に納める分を本年貢、名主に納める分を加地子といった。農民や小経営者が貨幣経済に巻き込まれると、加地子奪回をめざして徳政一揆に蜂起したのであった。

徳政が広範囲に適用されたということに関しては、幕府の支配機構にも目を向けたい。守護は国衙系の機能・機構・所領を相次いで吸収し、任国が固定され、国人領主を統率し、守護領国制を築いていた。そのため、一揆が徳政を要求して迫ると、守護大名たちは領国支配を維持するために、それぞれの領国ごとに徳政令を出したのである。なお、ここで注意しておくが、大和には守護が置かれず、興福寺が代わって支配を行っていたので、興福寺が徳政令を發布したのである。

●永仁の徳政令

永仁の徳政令は、1297（永仁5）年に幕府によって出されたもので、次の3つの内容を持っていた。

- ① 立法以前に売却、もしくは質流れとなっていた御家人所領は、無償で旧来の所有者に返

付させる。同時に今後の売買・質入れを禁止する。

- ② 債務権についての訴訟は一切受理しない。
- ③ 越訴の制度を廃止する。

②・③もそれぞれに経済的・政治的意図を持つ重要な法令であったが、立法の最大の眼目は①であり、社会的反響も①に集中した。売買成立後20年を経たもの、売買質入れについて幕府から承認を得ているものなど、いくつかの除外規定はあっても、正当に売買されたものを、無償で返却させるものであった。この頃、貨幣経済の発達で生活に困る御家人が増加し、所領を売って無足となるものも多かった。幕府と御家人は土地を媒介としてつながり、御家人は所領を基盤にしているのであるから、無足御家人の増加は、幕府にとっても重大な問題であった。そのため、この徳政令の発布に至ったのである。

【解答のポイント】

問2

永仁の徳政令

- 徳政令発布の主体…鎌倉幕府
- 徳政令発布の背景…御家人の救済
- 徳政令の内容…質入れ・売却した所領の返却

この時の徳政（正長の私徳政）

- 徳政の主体…民衆
- 徳政発布の背景…一揆による実力蜂起
- 徳政の内容…債務破棄を実現

解答例

問1 ①畿内近国では自治的な惣が広範囲に結成され一揆の基盤が築かれていた。②農村が貨幣経済に巻き込まれ酒屋・土倉からの負債に苦しんでいた。③飢饉や伝染病による社会不安と代始めの徳政という社会観念が結びつき、徳政令による世直し要求が高まった。

(119字)

問2 永仁の徳政令は鎌倉幕府が御家人救済のために質地の返還を命じ、正長の徳政は民衆が一揆による蜂起で負債破棄を勝ち取った。

(60字)

【着眼点】

「惣掟の条項の大意から、惣の特徴を読み取る」ことが、この問題で要求されている内容である。その通り、この提示された文章を読み取ることで、惣の特徴についてをほぼ言及することができる。但し、「惣の構成員には小農民も加わっていたこと」「惣は農民の自治組織であること」といった基本的な知識は、予め備えていることが前提である。提示文を活用するには、少なくとも基本的な予備知識を備えている必要はあり、問われている内容をよく理解していればさらに、そこに提示文が挙げられている意味がわかるだろう。

【知識の整理】

惣の発生は、南北朝時代であるとされる。中世前期の村落の基本的な在り方であった、少数の特権の名主層が運営する名田制は、この頃すでに解体しつつあり、それに代わって、隷属農民も含めた独立の経営主体による新たな村落が成立しつつあった。これが惣である。

惣の大きな特徴は、その運営が構成員の自治によって行われていたことである。守護による一円支配が進んでいく中で、守護へ抵抗するための政治意識が高まっていたのである。村落が自然に形成され、自治の動きが高まったのは、生産性を高め、日常生活を円滑に行うためであった。

●惣の構造

惣は名主層だけではなく、新たに台頭した小農民をもその構成員とする。その結合は、乙名・沙汰人などの上層農民が構成する宮座と呼ばれる祭祀集団を中心とするものであった。この宮座が、村人全体の会議である寄合の運営に当たった。

●惣の自治

惣で行われた自治は、惣で生活するための決まりごとである惣掟をもとに行われた。惣掟の内容から、入会地や用水の管理が、惣の内部で行われていたこともわかる。

自検断（地下検断）…惣の内部における裁判権・警察権の行使

地下請…年貢の納入を、惣で一括して行うこと

問題文で挙げられている文章は、惣掟として有名な、近江国蒲生郡今堀郷惣掟の一部である。書下し文で目にすることも多いかと思われるが、ここでは、読みやすく現代日本語に直した形で、惣の特徴がよく表れている条文が挙げられている。

【解答のポイント】

ポイントとなるのは、提示文の内容の解答への生かし方である。例えば提示文が史料原文である場合に、史料をそのまま訳して解答に述べてしまう例が見られるが、それでは困るのである。史料問題では史料を単に訳すことやその内容を要約することを求められることはない。あくまでも史料は、そこから何かを導き出すための素材という位置付けであることをもう一度確認しよう。

問題文に挙げられている文章（史料の現代語訳）の(1)～(5)を読み取り、それぞれ、論述の核になる言葉を引き出すと、次のようになる。

(1)→宮座, (2)→寄合, (3)→入会地に関する規定, (4)→自検断（警察・裁判権）, (5)→地下請（年貢の納入に関して）

とくに問題となるのが、(3), (4), (5)であろう。これらをそのまま読むのではなく、これが何についての文章であるか、その内容を掴むことができるかどうか、合格点の解答を導けるか否かのポイントとなってくる。

解答例

惣は農村の自治組織であり、その運営は、罰則を伴う惣掟のもと、寄合を設けて行われた。惣は小農民も構成員としたが、中核を成す宮座を構成する上層名主から乙名・若衆などの指導者が選ばれた。自治の内容として、村の自衛や用水・入会地の管理などが行われた他、警察・裁判権の行使や、年貢納入の際の地下請があった。

(148字)